

山梨県国民保護計画新旧対照表(案)

修正箇所	新	旧																											
<p>第2編第1章 第1-2-(2)</p>	<p>2 県職員の参集基準等 (防災危機管理課、消防保安課)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県の体制及び職員の参集基準等 略</p> <p><b>【職員参集基準及び体制の設置判断基準】</b></p> <table border="1" data-bbox="512 644 1232 1069"> <thead> <tr> <th>庁内体制</th> <th>参集基準</th> <th>設置判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①国民保護担当者体制</td> <td>防災危機管理課の国民保護担当者が参集</td> <td>国民保護担当課体制での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合</td> </tr> <tr> <td>②国民保護担当課体制</td> <td>防災危機管理課、消防保安課全職員が参集</td> <td>全庁での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合</td> </tr> <tr> <td>③県緊急事態連絡本部体制</td> <td>原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、個別の事態の状況に応じ、その他関係課の職員が参集</td> <td>①事態認定後、国から警報が発令されたが、県国民保護対策本部設置の通知がない場合 ②その他知事が県緊急事態連絡本部を設置し、全庁での対応が必要と判断した場合</td> </tr> <tr> <td>④県国民保護対策本部体制</td> <td>全職員が本庁又は出先機関等の各自の所属に参集</td> <td>国から県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(7) 略</p>	庁内体制	参集基準	設置判断基準	①国民保護担当者体制	防災危機管理課の国民保護担当者が参集	国民保護担当課体制での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合	②国民保護担当課体制	防災危機管理課、消防保安課全職員が参集	全庁での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合	③県緊急事態連絡本部体制	原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、個別の事態の状況に応じ、その他関係課の職員が参集	①事態認定後、国から警報が発令されたが、県国民保護対策本部設置の通知がない場合 ②その他知事が県緊急事態連絡本部を設置し、全庁での対応が必要と判断した場合	④県国民保護対策本部体制	全職員が本庁又は出先機関等の各自の所属に参集	国から県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合	<p>2 県職員の参集基準等 (防災危機管理課、消防保安課)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県の体制及び職員の参集基準等 略</p> <p><b>【職員参集基準及び体制の設置判断基準】</b></p> <table border="1" data-bbox="1245 644 1955 979"> <thead> <tr> <th>庁内体制</th> <th>参集基準</th> <th>設置判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①国民保護担当課体制</td> <td>防災危機管理課、消防保安課全職員が参集</td> <td>全庁での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合</td> </tr> <tr> <td>②県緊急事態連絡本部体制</td> <td>原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、個別の事態の状況に応じ、その他関係課の職員が参集</td> <td>①事態認定後、国から警報が発令されたが、県国民保護対策本部設置の通知がない場合 ②その他知事が県緊急事態連絡本部を設置し、全庁での対応が必要と判断した場合</td> </tr> <tr> <td>③県国民保護対策本部体制</td> <td>全職員が本庁又は出先機関等の各自の所属に参集</td> <td>国から県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(7) 略</p>	庁内体制	参集基準	設置判断基準	①国民保護担当課体制	防災危機管理課、消防保安課全職員が参集	全庁での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合	②県緊急事態連絡本部体制	原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、個別の事態の状況に応じ、その他関係課の職員が参集	①事態認定後、国から警報が発令されたが、県国民保護対策本部設置の通知がない場合 ②その他知事が県緊急事態連絡本部を設置し、全庁での対応が必要と判断した場合	③県国民保護対策本部体制	全職員が本庁又は出先機関等の各自の所属に参集	国から県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合
庁内体制	参集基準	設置判断基準																											
①国民保護担当者体制	防災危機管理課の国民保護担当者が参集	国民保護担当課体制での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合																											
②国民保護担当課体制	防災危機管理課、消防保安課全職員が参集	全庁での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合																											
③県緊急事態連絡本部体制	原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、個別の事態の状況に応じ、その他関係課の職員が参集	①事態認定後、国から警報が発令されたが、県国民保護対策本部設置の通知がない場合 ②その他知事が県緊急事態連絡本部を設置し、全庁での対応が必要と判断した場合																											
④県国民保護対策本部体制	全職員が本庁又は出先機関等の各自の所属に参集	国から県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合																											
庁内体制	参集基準	設置判断基準																											
①国民保護担当課体制	防災危機管理課、消防保安課全職員が参集	全庁での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合																											
②県緊急事態連絡本部体制	原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、個別の事態の状況に応じ、その他関係課の職員が参集	①事態認定後、国から警報が発令されたが、県国民保護対策本部設置の通知がない場合 ②その他知事が県緊急事態連絡本部を設置し、全庁での対応が必要と判断した場合																											
③県国民保護対策本部体制	全職員が本庁又は出先機関等の各自の所属に参集	国から県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合																											

第2編第1章  
第5 2(1)

(1) 県における訓練の実施（防災危機管理課、消防保安課）

県は、市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなど、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、消防、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。この際、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用する。

(2)～(3) 略

(1) 県における訓練の実施（防災危機管理課、消防保安課）

県は、市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなど、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2)～(3) 略

<p>第2編第2章 4(1)</p>	<p>【避難施設の指定にあたっての基準】 略 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅固な建築物や地下施設を指定するよう配慮する。 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難所が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。 ～ 略</p>	<p>【避難施設の指定にあたっての基準】 略 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅固な建築物_____を指定するよう配慮する。 _____一定の地域に避難所が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。 ～ 略</p>
<p>第2編第3章 1(1)</p>	<p>【施設の種類及び所管省庁】 各号 施設の種類 第27条 略 第28号 1～7号 略 8号 毒劇薬(医薬品医療機器等法) 9～11号 略</p>	<p>【施設の種類及び所管省庁】 各号 施設の種類 第27条 略 第28号 1～7号 略 8号 毒劇薬(薬事法) 9～11号 略</p>

<p>第3編第2章 1</p>	<p>別表1【県の各部分掌事務】 福祉保健部（福祉保健部長） ・避難住民等の救援に関すること。 ・<u>避難行動要支援者の安全確保及び支援体制に関すること。</u> 略</p>	<p>別表1【県の各部分掌事務】 福祉保健部（福祉保健部長） ・避難住民等の救援に関すること。 ・<u>要支援者の安全確保及び支援体制に関すること。</u> 略</p>
<p>第3編第4章 第2 2（1）</p>	<p>【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 略 県内の人口分布 （市町村別の人口分布、世帯数、昼夜別の人口データ（避難地区別単位毎、<u>避難行動要支援者データ</u> ～ 略</p>	<p>【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 略 県内の人口分布 （市町村別の人口分布、世帯数、昼夜別の人口データ（避難地区別単位毎、<u>要支援者データ</u> ～ 略</p>
<p>第3編第4章 第2 3（1）</p>	<p>ア、イ 略 <u>弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。</u></p>	<p>ア、イ 略</p>